

久 久 比 奴 末

はまゆうと桜貝と

海光るわが故里

第 3 4 号

1 9 8 6 年 1 1 月 1 1 日

大庭御厨 慨史

花輪 桂

相模国土甘総社皇大神宮御由緒

関根 正典

鶺鴒を語る会

大庭御厨概史

花輪 桂

1、背 景

大庭御厨^{みくりや}は天養記によれば、〔天養は近衛天皇紀の年号で、鳥羽法皇（1144～1145）の院政時代〕平景正 註（1）が先祖から相伝した私領であったが、神の威徳を受ける為、伊勢大神宮の御領に寄進したものとされる。（私見では免税されるのが実益である。）

註、（1）平景正は桓武平氏の流れをくみ、父景成に至り相州鎌倉に住み、鎌倉氏（註2）を称し、景正の子景経以後、御厨司となっていたらしく、孫の景忠は大庭太郎と称し、その子景義（能）、景親は、頼朝との関係で名高く、景義が治承4年（1180）頼朝から本領安堵されたのは、大庭庄司としての権利と思われる。註、（2）鎌倉氏と云うは、古事記の云う鎌倉別や、「相模国封戸^{ほうこ}租^そ交易帳^{こうぎちやう}」の天平7年（735）の鎌倉郡（郷）と云ったもののとの関係は明かでないが、平安時代の鎌倉あたりの開発者と思われ、現在も鎌倉から藤沢にかけて、土地開発の祖先神として御霊神社に鎌倉権五郎景正が祀られているのも、「後三年の役」で八幡太郎義家に従って活躍した。勇者というだけでなく、開発領主としての活動があったからだと思われる。

2、大庭御厨という御厨とは

伊勢神宮（及び京都賀茂社）の神領を云うが、景正の大神宮への寄進は大政官及び国司庁から御厨として承認され、長治年中（1104～6）には相模国判をもって、浮浪人を招き寄せて、山野開発の実をあげ、

神宮への供祭料のつとめを怠らなかったと云っている事からも、景正寄進当時は、山野が多かった御厨も、開発が進むにつれて国司や周囲との紛争が起きてをり、その中でも源義朝の郎党等の侵入事件もあったわけである。

3、大庭に鎌倉氏が移った原因

鎌倉地方の土地開発祖先神たる権五郎景正の子孫、大庭太郎景忠の頃、源義朝の郎党が鎌倉に侵入したらしく、（源頼義の石清水八幡宮の鎌倉勧請で、鎌倉氏の本拠地へ^{くさび}楔を打ち込まれた形となり、）鎌倉氏は止むなく大庭の地に移ったものらしい。

4、御厨の特権と御厨の範囲

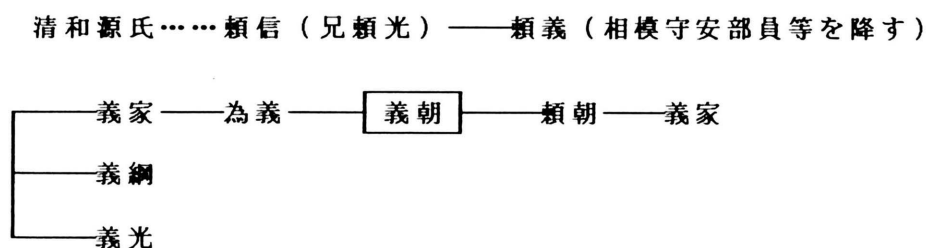
天養の頃、国判、宣旨によって、太政官より免租の特権を得ていたが、その立地範囲は、高座郡内にあって、東は玉輪（縄）御荘で、俣野川（境川）を境として、南は海、西は神郷という、寒川神社領に接し、北は大牧崎という、大庭野北辺あたりとされているのである。（現在の藤沢市及び茅ヶ崎市辺）。而し「吾妻鏡」の建長6年（1254）の条に北条時頼が大庭御厨のうち、聖徳寺建立の地を^ほトしたとあり、鎌倉極楽寺の北の正福寺谷の地とすれば、御厨の領地も鎌倉の旧領をふくんでいたのかも知れない。

5、源義朝郎党らの侵入事件概略

義朝（註、3）は先祖から伝得したと称して鎌倉に居住していたが俄に鎌倉郡内であることの理屈を設けて、俣野川を越えて大庭御厨の鶴沼郷に侵入し、供祭料^{りやくだつ}掠奪等の乱暴をはたらき、訴へが御厨の神人から、伊勢神宮太政官に出された。然し義朝及び目代等の乱行は止まず、多数の

私財奪取の外、神人を殺害したので、又訴へられた。この様に義朝は御厨を非合法莊園とみなすことに同調して、大庭氏の領主権を奪って御厨を事実上支配した。これに対し太政官は、天養2年、官宣旨を下して、^{きゅうだん}糾弾して処分を定め、供祭物の備進等を命じている。義朝はこの頃、下総国相馬御厨でも千葉氏との紛争をおこしている。「保元の乱」では大庭氏も千葉氏も義朝側に味方しているので、義朝の威勢が圧倒していることを示しており、大庭景親兄弟も参戦している。義朝が「平治の乱」に敗れて殺害され、平氏政権が続くと、治承4年伊豆で挙兵した頼朝に対して、前記大庭兄弟の中で兄景義（能）は源氏に味方しようとし、弟の景親は現実の主君たる平氏に味方しようとして分裂した。

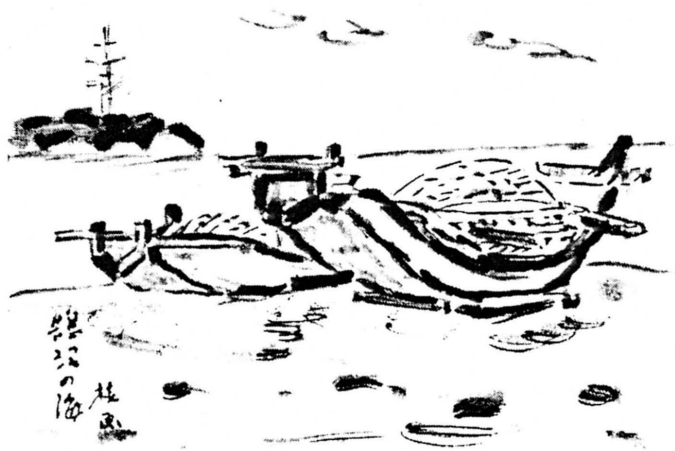
註、（3）源氏系図一部



6、大庭御厨と武者関係詳述

源義家が奥州平定で勝利して以来、関東以北での源家の信望は高まり、都の貴族の手の届かない世界と化しつつあった。即ち貴族の番犬から独立した、武者の自信が倍加されたのである。此の基盤には浮浪人を組織して、牧に続く^{こうぶち}荒蕪地や、河川の辺り等を開墾した武者の力があつた。

はんでんのうみん
班田農民を強力に駆使し成立した条里村落^{ぢようりそんらく}は、自然災害や、農民の逃亡によって姿を消したが、武者や百姓の手によって再開発し始めた。かくて（イ）武蔵国大里郡村岡に本居を定めた、平良文の子忠頼等は北武蔵から相模にかけて、開発を積極化し、藤沢市村岡から、湘南砂丘、大磯山地、早川河口、更に湯河原へ、その傍系は多摩丘陵の縁辺、町田市、小山田から南下し、帷子川^{かたびら}へ、多摩川中流の稲毛から、デルタの川崎へ更に相模野台地の渋谷へ、鎌倉に本拠を定めて、相模野の南端へ発展する者もあった。（ロ）中央相模に腰をすえた糟谷氏あり。（ハ）藤原冬嗣の子孫義忠は伊勢原市から、平塚市北部を勢力化した。



（ニ）西相模では藤原秀郷の子千常の子孫遠義が秦野盆地、金目川を伝わって平塚市へ、更には酒匂川の扇状地の湧水地やデルタ地帯へ発展し

た。(ホ)御厨の発生。鎌倉権五郎景正の子景経は、浮浪人を集め、相模野から、湘南砂丘地の開発をもくろんだ。浮浪人達は国府に集められて働かされるより、自分の意志によって生き甲斐のある生活を求めたので、荒蕪地を耕作化していくことが、創造の喜びもあった。景経は国府の干渉を排除する為に、伊勢大神宮に、土地を寄進して大庭御厨とした。年代は元永年間(1118～20)であり、地域は東は俣野川(境川)、西は神郷(寒川)南は海側、北は大牧崎である。かくて景経は内宮へ白布、米、魚等と交換したものを納める為に御厨の産物を入手した(ヘ)付近の御厨には。平重朝の支配した榛谷御厨(横浜市旭区)がある。(ト)源義朝は大庭景経が配下に入らないので、次の様な手段をとった。即ち名代、清大夫安行等をして千余騎をもって、御厨へ乱入、神人を殺して、農作物を奪取した。乱入の理由として、大庭御厨は鎌倉郡のうちであると主張したのである。(参考)大庭御厨には鶴沼殿原、香川、俣野の集落と95町の田畑があり、鶴沼には大日如来を祀った御堂があり、周囲は森におおわれ、神人の家、景経の館と倉庫もあり、景経は作人に農具や種子を貸し、稲、大豆、小豆を取獲させ、魚をとらせ、一部を地代として収めさせた。(チ)その後、保元の乱で源義朝は平清盛と組み、相州武者は大庭景義、同景親等が参加し二人の父為義と平忠正側は破れた。義朝は父為義をも斬首した。次いで、平治の乱あり、義朝は清盛と戦ひ、大敗し、関東へ逃げる途中、尾張で長田忠敏に、裏切られ斬殺された。その子頼朝は流され、清盛は全国を支配し、相模では大庭景親が平氏の走狗となったのである。

7、大庭御厨と『神鳳鈔』

伊勢神宮（内宮）所蔵の御厨記録である「神鳳鈔」^{じんぼうしょう}（神鳳とは神封〔神領たる封戸、^{かんべ}神戸〕のことで、全国に散在する神戸、御厨、御園、神田、名田等を記録するもので、延文5年（1360）頃迄に成立したという）の一本に荒木田氏経（1402～87）（註）が書き写したのがあり、大庭御厨は次の様に説明されている。内宮「上分^{じょうぶんもみ}扱40石」「白布13段」「長蛇5百貼」相模国大庭御厨百五十町家田、船橋知行之氏経の説明記事として、相模国大庭御厨、内宮の上分は扱40石、白布13段、長蛇五百貼。（蛇はあわび、）150町12郷は権五郎影正（景）の寄進、家田、船橋が之を知行す。然るを上分は当時十貫文ばかり沙汰す。堤郷は別に本神領なり。出口、室田が知行し、わずかに上分を十貫沙汰す云々と。（註）氏経は伊勢神宮祠官で寛元3年（1462）^{いちねぎ}一禰宣に任ぜられたが、当時神宮の行事が緩み、神領が諸国の守護や武士に侵されたので、神宮経営の建て直しに努力した。

8、大庭御厨は荒木田氏子孫が知行した。

伊勢神宮神領注文（註解）に相模国 大庭御厨内（内宮）給主は同宮権神主荒木田氏良等。件の御厨は去る永久4年建立し、国郡の券、永治元年に奉免の宣旨を下されるなり。加うるに天養二年三月、応保二年七月、度々^{りんび}綸旨を下されるなり。供祭物、上分扱40石、白布十三反、長蛇50貼。木田氏良は建保5年（1217）に一禰宣になった。同氏はその父元親のときから「家田」と号し、孫氏成のときから「家田、船橋」を称している。7の「家田、船橋が知行」とあるは鎌倉時代以

降、室町時代迄、荒木田氏良の子孫の知行を襲っている。

9、大庭御厨の領家

中世庄（莊）園領主である伊勢内宮のことを、本家と云い、給主である荒木田氏のことを領家という。「吾妻鏡」に承久元年（1219）、將軍実朝を殺した別当公暁（実朝の甥）味方したため、伊勢神宮へ幕府使者として出かけていた白川義典は、帰途三河国で自殺した折義典の遺領である大庭御厨の地を幕府が没収するという事件があった事をのせている。又、「新編相模国風土記稿」によれば、旧藤沢宿坂戸町の小名に『領家町』がある。それは現在の藤沢高校の下辺で、藤沢二丁目、四丁目の一部であるが、ここは大庭御厨の酒土郷があった所である。つまり坂戸町に領家という地名があるのは、領家たる荒木田氏の知行（支配）と無関係でない。又、茅ヶ崎市に菱沼郷があり、そこに「神田」という地名があったことを「風土記稿」が記録しているが、この「酒土、菱沼」兩郷を領家である荒木田氏が知行していたのである。

10、大庭御厨の押領等

享徳元年の^{ちょうせん}磨宣では、大庭御厨の地頭がその頃結城氏となり、上杉伊予守が之を押領したというのである。「結城家譜」によると結城氏の祖、朝光が源頼朝から「相州大場之庄十二郷」を拝領したとあり、その後結城成朝が本領である。大庭御厨の地領に之を還補されたのを云ったものであろうとの事である。茅ヶ崎北方、高座郡懷島郷は大庭景能の所領であり、又彼はここに居館を構えて、懷島権守といはれたが、その子景廉が和田合戦に（1213）和田方に味方した為、懷島郷は没収され、二階堂基行に与へられた。平安末期の大庭御厨の史料である「天養記」に

ちる、香川郷（茅ヶ崎市）と共に懷島殿原郷が大庭御厨のうちにあったことがわかる。

11、大庭御厨と太田道灌

寛正五年（1464）八月の伊勢大神宮司庁宣案に、太田道灌が登場する。即ち荒木田氏経郷より大庭御厨、同御厨内堤郷、武蔵国飯倉御厨（港区）に対して、神役としての河籠米^{かわかごまい}の完済を命じたものである。即ち神役は五十鈴川の損所を修理することを目的に課せられるもので、太田左衛門大夫（資長）方への書状である。即ち、相模国大庭御厨は、嚴重の神領として神宮より知行致し、限りある神供を備へ、天下の御祈禱を致すところ、当時武家の輩^{やがらおうりょう}押領せしめ、剩へ上分を難波せしむるの条、神慮測り難く候、且つは御敬神、且つは有道の儀を以て、御成敗に預り神宮知行を全くし候はば、併しながら御神忠たるべく候や。恐々謹言三月二十九日荒木田氏経、判 謹上 太田左衛門大夫殿。「（註）荒木田氏経は神宮神主。武家の輩の押領については、次の太田道真、資長父子あての書状に詳しい。即ち、大神宮領大庭御厨の事（鎌倉）権五郎景正の寄進として往古より、相違な在所に候、然る間神宮の代官として出口、室田を下しおき候の処、彼等押領仕り、剩へ近年迄、形の如き上分不法によって神罰を蒙り、御敵に罷り成り、御出候わんぬ。他国仕つり候、その後国事御成敗に候、……重ねて御寄進候はば、御祈禱精誠を致すべく候……恐々謹言、（文明元年か）正月二十六日氏経判内宮一禰宣氏経 謹上 太田備中入道（資清道真）殿 左衛門大夫（資長）殿 同前子息なり。」「以上は相模国を支配した扇谷上杉氏によって大庭御厨も全てその領国化してしまった事を「口事御成敗」と

云ったと考へられ、その上杉氏に対し、同御厨の返付を求めたのがこの書状である。かくて伊勢神宮は神宮領の回復について関東管領山内上杉、相模守護扇谷上杉氏を経ず、直接太田氏に依頼しているのである。」（註）出家して太田道灌と号する以前は太田大夫資長と称して、扇谷上杉氏の家宰であり、太田家は清和源氏の一族で、祖先は源頼政としている。もと丹波国の出で五、六代前より相模国に住んだとある。又大庭城は扇谷上杉氏の築く所にして、大庭景親、後太田道灌の暫時居城となり、永正九年北條早雲に攻略された。

12、参考解説

（イ）大庭景親（？－1180）平安時代末期鎌倉時代初期の武将、平氏の支族、鎌倉権五郎景政の曾孫。相模国に住んで武名高く、大庭三郎と称した。保元の乱には源義朝に属したが源頼政が平氏追討の兵を挙げたときは平氏に属して、頼政の軍と戦った。次いで頼朝が挙兵したとき、平氏の大將として之を石橋山に破ったが梶原景時に謀られて、頼朝をとり逃がした、のち頼朝が再挙して勢をふるうに及び、1180年（治承4）10月京都から下向する平氏の軍と合流しようとして西上の途中、捕へられて殺された。（ロ）御厨、御園 古代中世に存在した皇室、貴族、神社の所領で荘園の一種。供膳^{くぜん}、供祭物の為の野菜、果実魚類を調進する目的で設定されたものである。殊に伊勢神宮のものが著名で、普通御厨、御園と言えば神宮領を指す場合が多い。『神鳳鈔』によれば、平安、鎌倉時代、伊勢、志摩を中心に東海道などに数百か所あったことが知られている。室町時代、一般の荘園と同じく衰亡した。

（ハ）荒木田氏 伊勢の皇大神宮（内宮）に代々神職として奉仕した名

族、その伝説上の祖先アメノミトオシノミコトは、垂仁天皇のとき神宮につき従って、伊勢に移り、はじめて大神宮禰宜に任ぜられたといわれ以後氏人が繁栄して禰宜、権禰宜、内人^{うちんど}、物忌^{もののいみ}などの職を世襲した。一族に学者が多く、なかでも俳人荒木田守武や、国学者荒木田久老は有名である。荒木田守武（1473－1549）室町時代の連歌、俳諧師 伊勢神宮の神官の家に生れ、のち長官となった。風雅の才に秀れ、宗祇^{そうぎけんさい}兼載等の指導を受け「新撰つくば集」には一句選ばれた。連歌集に「法楽発句集」、和歌に「法楽和歌千首」句集に「合点句集」等の作品が残るが、守武の名を文学史上不朽なものとしたのは「俳諧独吟百句」等である。山崎宗鑑と共に俳諧の祖と仰がれている。荒木田久老（1746－1804）江戸時代の国学者、歌人、五十槻園^{いつきぞの}と号した。

わたらいまさのぶ

伊勢外宮の権禰宜、度会正身の二男で、権禰宜に補された。荒木田久也の養子となり、内宮の権禰宜となった。加茂真淵の門に入り、国学を学んだ。万葉調の歌をよくし「万葉考槻^{まんようこうきのおちば}之落葉」等の著がある。

13、参考添付

（イ）吾妻鏡抜粋「頼朝、願書を伊勢大神宮に奉納す」この御願書の使者の神宮奉行として鎌倉権五郎景政の子孫長江太郎義景が首途することとを示す。養和二年（五月二十七日寿永元年と改元）二月八日、己酉御願書を伊勢太神宮に奉らる。大夫属入道善信、草案を献上。これ四海泰平、万民豊楽のためなりと云々。生倫衣冠^{せいりんいかん}を着し、営中に参じてこれを賜はり、すなはち進発す。中四郎維重をこれに相副へらる。長江太郎義景、神宝奉行として同じく首途す。義景が先祖権五郎景政、鄭重の信

心を抽んで、去ぬる永久五年十月二十三日、私領相模国大庭御厨をもって、永く神宮に寄せたてまつるの間、かの三代の孫、もっとも神慮に相叶ふべきかの由、御沙汰を終られ、その撰に応ずと云々。



御願書に云わく、^{これ}維に当る^{かのとのとら}歳次治承六年壬寅二月八日巳酉吉日良辰を選^{つうのととり}び定めて、前右兵衛佐従五位下^{あ そん}源朝臣頼朝、礼代の御弊、砂金、神馬等を^{いっ}捧げ^{かしこ}齎^{かしこ}き持たしめて、天照百皇太神の広前に恐みて申さく、頼朝が遠^{らんしゃう}租を訪ぬれば、神武天皇初めて日本国、豊葦原水穗に濫觴せしめて五十六代に相当れる清和天皇の第三の孫より、武芸に携りて国家を護り衛官に居て朝威を耀かす。

しかりしより以来、野心を^{でしはこ}挿む凶徒を征罰する勲功によりて、恵沢身に
余り、武勇世に聞え、和国を^{ぶる}無為にして、^よ截克く調ふありて、星霜三百
余歳に及ぶところ、保元年中より洛陽に乱起こる。時の人湯王^{とうわう}の化を訪
はず、鎮護の誓を存ぜず、犯否を押し混りて賞罰を申し行ふ間、平治年
中に頼朝^{きうくわ}咎過なくして罰科に^{およ}覃ぶ。愁憤を含みて春秋を送るところに、
前平大相国、驍勇の徒党に、令して、去去年の秋、頼朝を誅せんと擬せ
し日、天運あるによって、鯨布^{かぶら}が^{のが}鎧を遁れしむる、もとより誤らざる故
に、神の冥助なり。しかるにかの平大相国、かへつて頼朝が謀叛の由、
叡聞を驚かす。すなはち奏事不実なり。被陳に便なくして、ただ蒼天を
仰ぐ間に^{かくい}革夷静かならず、逆濫重疊せり。その中に聖武天皇草創鎮地の
後、四百余歳を歴たる蓮宮を焚焼せしむる条、

蒼生誰か悲歎せざらんや。およそ政務を押し行ひ、郡郷滅亡する、これ
あに謀叛にあらずや。ここに平大相国にはかに早世せる、神慮不快の由
靈顯なり。ただし頼朝殊に恐るるところは、風聞の如くば、熊野の衆徒
と号して^{かんらん}奸濫を巧む類等、去年正月に皇太神宮の別宮伊雜宮^{いざはのみや}に濫入し
て、御殿を破損し、神宝を犯用す。これによって、御体を皇太神の御殿
の砌、五十鈴の河上の畔に仮に遷したてまつると云々。又同じき月にか
の凶賊等、二所太神宮の御殿の近辺の人宅に乱入し、資材を搜し取り、
舎宅を焼失するの刻、祠官等恐怖を成して、宮中に参じて騒動せしむ。
この兩條全く頼朝謬らず、神明の照鑒を仰ぐ。方今無為無事に参格を遂
げて、朝敵を防ぎて、世務を元の如く一院（後白河）に任せ奉りて、
禹王^うの慈愍を訪はしめ、神事を如在に崇め奉りて、正法の遺風を継がし
む。たとひ平家と雖も、源氏と雖も、不義をば罰し、忠臣をば賞したま

へ。兼ねては又古今の例を訪ひて、二宮に新加の御領を申し立て、伊雑宮を造替て、神宝を調進せむと祈請するところなり。そもそも東州の御領、元の如く相違あるべからざる由、二宮の注文に任せ、丹筆を染めて奉免しをはんぬ。これおよそ訛謬せず。皇太神この状を照納せしめて、上政王より始め、下百司民庶に迄るまで、安穩泰平に恵護を施さしめて頼朝が伴類^{いた}に臻るまで、夜の守り日の守りに、^{さき}護り幸はへたまへと、恐みても申して申さく。治承六年二月八日

前右兵衛佐従五位下源朝臣頼（朝）

（ロ）同前抜粹 「頼朝、俣野の大日堂に田畠を寄進す」建久六年^{きのとのう}乙卯十一月十九日^{かのえね}庚子相模国大庭御厨俣野郷の内に大日堂あり。今日田畠を寄進し、未来際を限り、仏聖灯油料に充てらる。これ故俣野五郎景久帰敬の梵閣なり。本仏は即ち（鎌倉）権五郎景政が在生に、伊勢太神宮の御殿廿年に一度造替するの時、かの心の御柱を伐り取り、これを造立し奉る。権大僧都頼親の室において開眼供養を遂げ、東国の衆人を守護したまふべきの由、誓願せしめ、これを安置したてまつる。……景久滅亡の後堂舎やうやく傾危に及び、仏像雨露に侵さる。景久が後家の尼、旦暮にこの事を愁へ………しかうして景久反逆の者たりと雖も、景政は源家の忠士たるなり。本尊また^{みそぎ}御衣木の濫觴といひ、当伽藍の由緒といひ、まことに壇那の誓約に任せて、柳営の護持を専らにせしめたまふかの由、御沙汰ありて、いささか御奉加に及ぶと云々。

（ハ）藤沢市年表抜粹 治承四年（1180）5月大庭景親ら、源頼政の挙兵に伴ひ、平氏の命により上京し、合戦に参加する。8月2日、大庭景親ら平氏方の東国武士、京より帰り、それぞれ居住地へ戻る。

17日、頼朝挙兵の際、頼朝方に味方した相模武士には、土肥実平、佐々木秀義等。大庭（懐島）景義、三浦義明、同義澄、和田義盛らがいた。23日、頼朝軍、石橋山で大庭景親、俣野景久らと戦い、敗れる。25日、三浦一族は相模川のはた浜宮に陣を敷いたが、石橋山合戦後、川を渡って腰越、稲村、由比ヶ浜、小坪坂へと、畠山重忠の軍と戦いながら退却する。26日佐々木兄弟の内三人は渋谷重国の館へ帰り、大庭景親の追及から逃れる。27日大庭景親、河越重頼、江戸重長等とともに三浦半島へ攻め入り、三浦義明を討ち取る。義澄は安房へ逃げる。28日頼朝、土肥実平と共に真鶴より乗船し、安房へ赴く。10月6日頼朝軍鎌倉に入る。23日頼朝、相模国府（現大磯町）に戻って論功行賞を行い、大庭（懐島）景義は本領懐島を安堵される。26日、大庭景親、片瀬川辺において、兄義景により処刑される。俣野景久は京都へ逃げのびる。（二）同前抜粋 寛正五、六年頃（1464, 5）伊勢神宮、大庭御厨、堤郷及び武蔵国飯倉御厨に対し五十鈴川堤防修理の為の河籠米完済を命じる。この頃、伊勢神宮禰宜荒木田氏経、太田資長に対し、神宮領大庭御厨が武家の輩に押領され難渋しているのでその処置を依頼する。（ホ）同前抜粋（御厨不安定時代の様相）長承元年（1132）2月5日、大庭郷庁司平景継、御厨が相模国司に収公されたことについて、太神宮弥宜に訴える。22日大神宮禰宜、平景継ぐの訴えを、祭主神祇大中臣公長に訴え、さらに祭主は之を大政官に訴える。長承3年（1134）12月23日、相模守藤原隆盛、太政官の命により、大庭郷庁収公の事実経過を述べ、奉免の荘園（御厨）であることを保証する。永治元年12月、平景正大庭御厨の住人が逃散し、田畠

が荒廃することを訴える。

参考図書

藤沢の武士と城

藤沢市史

神奈川県郷土史事典

吾妻鏡 外

神奈川の歴史

『 鵠 沼 』昭和 6 1 年 1 1 月号
昭和 6 1 年 1 1 月 1 1 日 発 行

大庭御厨概史 著 者 花 輪 桂
相模国土甘総社皇大神宮御由緒
著 者 関根正典

発 行 所 鵠沼公民館
藤沢市鵠沼海岸 2 - 1 0 - 3 4
電 話 3 3 - 2 0 0 1
編集 鵠沼を語る会 塩沢 務
藤沢市鵠沼海岸 3 - 1 2 - 3 3
電 話 3 6 - 7 8 7 6

相模国土甘総社 皇大神宮御由緒

関根 正典

藤沢市鵠沼神明鎮座

第五十三代淳和天皇の御代天長九年（832年）御社殿造立の記録があり、勧請の時期は更にどれほどさかのぼるべきか詳らかでないが、創建の極めて古いことは明らかである。天喜三年（1055年）元亨二年（1322年）天正十三年（1585年）と累度の造営を重ね現今に到っている。御祭神は天照皇大神（アマテラススメオオミカミ）、相殿に天手力男命、天太玉命、天児屋根命、天宇受売命、石凝姥命（イシコリドメノミコト）を奉斎している。

第六十代醍醐天皇の御代、延喜式が撰進されたころに、奈良時代以来現在の藤沢市の内、藤沢、西富、大鋸、鵠沼、辻堂などの各地を合せてとなえられていた相模国土甘郷（トカミゴウ）の総社に列せられ、この時以来、相模国土甘郷総社神明宮と称しあまねく人士の尊崇を集めることとなつた。

また、長治元年（1104年）に到つて鎌倉権五郎景政が所領の大庭荘を伊勢神宮に御厨として寄進したので大庭荘が大庭御厨とよばれるようになってからはその領内、即ち東は俣野河（現在の境川）から、西は寒川郷に至る区域。また北は大牧崎（現在の藤沢市最北端）から、南は海（現在の片瀬の一部、鵠沼、辻堂、茅ヶ崎の海辺の諸村）に至る区域。いわゆる境川と小出川とにはさまれた広大な伊勢神領大庭御厨総鎮守と定められ更にあつく崇敬されることになつた。

これより先、天喜年間、八幡太郎源義家、奥州鎮撫の途次祈願奉幣あり、また、寿永三年（1184年）那須与一宗高は屋島にて扇の的を射た弓一張と残りの矢を奉納、併せて所領的那須野百石を寄進し、その他代々の領主の崇敬奉祀も鄭重で、伊勢神領大庭御厨総鎮守、相模国土甘郷総社神明宮の社名いよいよ高く、中古以来相模鎌倉の鶴岡八幡宮、武蔵府中の大所宮と並び称せられた旧社であるが、延享年間の盗難により惜しくも伝承の古記録等を失つた。その後に至り明和二年（1765年）六月十七日領主布施孫兵衛尉頼路、参籠して祈願奉幣あり、且つ天照皇大神宮と謹書した白絹御戸張を奉納、明治維新まで例年奉幣を怠りなく続けられた。明治元年九月征東大総督一品（いつぼん）中務卿有栖川宮熈仁親王御東下の際、神明

宮の御梁筆を奉納せられた。明治六年十二月村社に列せられ、同四十年四月勅令第九十六号神社に指定された。

境内神社に豊受稻荷神社、巖島神社、石神社、山王社をまつる。摂社に伊勢宮（相殿に御嶽神社、秋葉神社を奉斎）があり、境外摂社として鵜沼堀川地区に太神宮、鵜沼藤ヶ谷地区に賀来神社がある。

なお所蔵する棟札の一体には

	延喜式内相	八幡大神
(表)	奉勧請	式内石槌尾神社相殿
		鎮座
	模国十三社	春日大神

(裏) 大同三年創立長久元年再建正和二年再建天正二年再建

とあり、当所古老の伝承によれば本殿西側の石槌尾宮似て毎年四月十七日、石槌祭とよぶ祭儀がとり行なわれていたこと、及び参道が二途に分れている境内の模様などから延喜式内石槌尾神社の御鎮坐地であると考えられている。

現今神苑に大樹繁茂し独立した森を形成し昭和初期まで烏の群棲したことから人呼んで烏森神明宮、烏森明神などと称されることもある。例祭は八月十七日。当日午後の九輻の盛装した人形山車の挙進は特筆すべき盛観とされている。

(註) 延喜式内社・平安中期の延喜元年詔勅により選定された延喜式と称する
国家行政の施行細則の中の神名帳に登載されている神社の
ことで、全国に二八六一社あり、相模国には十三社がある
総社・国、郡、郷を総括し代表する程、格式の高い神社の称号である。

おわり

鵠沼を語る会 名 簿 (61.1.14)

NO	氏 名	住 所	電 話	備考
1	伊藤 節堂	藤沢市長後 2-450	45-3129	
2	富士 山	〃 鵠沼松が岡 3-8-26	22-4056	
3	奥田 直元	〃 〃 桜が岡 4-14-18	22-9437	
4	塩沢 務	〃 鵠沼海岸 3-12-33	36-7876	
5	花輪 桂	〃 鵠沼花沢町 4-8	22-8317	
6	逸見 千鶴子	〃 鵠沼松が岡 4-8-1	22-3986	
7	葛巻 左登子	〃 鵠沼海岸 3-11-5		
8	佐藤 和子	〃 〃 1-4-3	34-2156	
9	田中 ま子	〃 鵠沼松が岡 3-3-9	22-5667	
10	有田 裕一	〃 鵠沼海岸 2-1-20	36-7298	
11	大久保 和夫	〃 〃 花沢町 5-5	23-0790	
12	久保 尚雄	〃 藤沢 3-745-5	81-2901	
13	棟葉 田市	〃 本鵠沼 2-19-10	36-6651	
14	岩田 吉人	〃 鵠沼海岸 2-10-24	36-7593	○
15	持田 真男	〃 〃 桜が岡 3-10-5	22-7536	
16	能島 良広	〃 本鵠沼 1-10-15	25-1320	
17	藤野 馨子	〃 鵠沼海岸 2-9-2	23-0058	
18	長谷川 信一郎	〃 鵠沼海岸 6-15	36-4713	
19	成瀬 洋子	〃 〃 4-17-25-114	36-3960	

